

○大牟田市議会傍聴規則（昭和36年7月27日議会規則第1号）

（この規則の目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席は、報道関係者のほか議長の許可を得た者に限り入場することができる。

（傍聴の制限）

第3条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）ピア、プラカード、垂れ幕、たすき、楽器その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- （4）その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- （2）静粛にすること。
- （3）携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止しその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大牟田市議会傍聴規則（昭和23年3月1日告示第14号）は、廃止する。

付 則（平成9年2月21日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和8年1月5日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。